

○国民健康保険に加入されている方は、次の手続きも必要になります。

届出名		届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から上三川町へ住所を移したとき	・認印 ・転出証明書 ・本人確認ができるもの(運転免許証等)
転出届	上三川町から他の市区町村へ住所を移すとき	・国民健康保険証
転出届(修学の場合)	修学のため、他の市区町村に住所を移すとき	・認印 ・国民健康保険証 ・在学証明書(原本のみ、コピー不可) ※入学前の場合は、合格通知書または入学許可書
転居届	上三川町内で住所を移したとき	・国民健康保険証

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎9134

○転入転出に伴う窓口業務の土日開庁のお知らせ

年度末年度始めに住民異動が集中するため、以下のとおり窓口業務を土日開庁します。

▶日程及び時間=3月28日(土)、29日(日)、4月4日(土)、5日(日)
午前8時30分~正午

▶取扱業務=

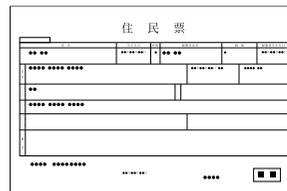
- 転入転出等に関連する手続き
- ・住民票異動届(転入届・転居届・転出届等)
 - ・児童手当認定請求、住所等変更届・消滅届
 - ・個人番号カード等の住所変更
 - ・児童医療費受給資格登録申請
 - ・国民健康保険証発行
 - ・印鑑登録
 - ・国民年金加入
 - ・水道料金、開栓・休止 など
 - ・後期高齢者医療被保険者証の変更届

※手続き内容によっては、当日処理できない場合があります。

事前に担当課へお問い合わせください。

※パスポートの申請受付・受取は実施いたしません。

▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎9125



入学や就職、転勤など、新しい生活が始まることの多い春は、引越しのシーズンです。住民票は、居住関係を証明するだけでなく、あらゆる行政サービスの基礎となります。住所が変更となった場合には、決められた期間内に必ず届出をしてください。

○住民異動届

届出名		届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から上三川町へ住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・転出証明書(前住所地で発行) ・個人番号通知カードまたはマイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ・認印
転出届	上三川町から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前、または転出した日から14日以内	・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ・認印
転居届	上三川町内で住所を移したとき	実際に住み始めた日(異動日)から14日以内 ※異動日より前に届出することは出来ません	・個人番号通知カードまたはマイナンバーカード ・届出人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ・認印

※本人、同一世帯員以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※住民異動に伴う関連手続きには、その他必要になるものもあります。

○届出をしなかったらどうなるの？

届出期間内に届出が提出されなかった場合や虚偽の届出をされた場合は、町から簡易裁判所に通知を行い、5万円以下の過料(住民基本台帳法第52条)の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

受付場所: 上三川町役場 住民課

受付時間: 午前8時30分~午後5時15分 (木曜日のみ午後7時まで)

土日、祝日、年末年始は除く

※3月、4月は住民異動に関係する届出が集中し、普段よりも手続きに時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先=住民課 総合窓口係 ☎9125

住所を変更したら...必ず届出!!